

「契約」の落とし穴

18歳・19歳の人は4月1日から「よいドン」で大人の仲間入り。「契約」は自分の意思で決められる半面、様々なトラブルも起きています。ここでは、消費生活相談員の梅崎江利子さんに話を伺いました。



撮影協力：左から中野巧大さん(方城中出身)、楠木ひまわりさん(赤池中出身)、浦田遥さん(赤池中出身)

契約は何事も慎重に
若者に多いネット被害

4月1日から18歳・19歳の人も保護者の同意なしに自分の判断で契約ができるようになり、「契約」とは法律的な責任を伴う約束です。売り手と買い手の双方が合意すれば契約は成立。たとえ口約束でも成立してしまいます。一度結ばれた契約は、一方の都合だけで内容を変更したり、キャンセルしたりすることが原則できません。また、18歳・19歳の人は未成年者取消権が適用されなくなりました。そこで注意したいのが消費者トラブルです。若者に多いトラブル



消費生活アドバイザー
消費生活相談員
梅崎 江利子 さん

profile
一般企業在籍中に「消費生活アドバイザー」の資格を取得。2016年4月より福岡県消費生活センターに勤務。2019年「消費生活相談員」の資格取得後、2020年4月から田川郡消費生活センターに勤務。年間約150件の相談を受けている。
※消費生活相談員とは
中立・公正な立場で、商品やサービスなど消費生活全般の問合せやトラブル解決に務める相談員。

のきっかけは、ネット通販やSNSの広告、マルチ商法などが挙げられます。無料やお試し価格、稼げるといった言葉で誘導して高額請求したり、友達や先輩から勧められ高額な商品を購入したりと、相談件数は年々増加。特にSNSは利便性の高いコミュニケーション手段であると同時に、悪質商法などに使われる傾向があります。

手遅れになるその前に 確認や断る勇気も必要

契約内容など、長文が続くと最後まで読まずに契約してしまうことが多くあります。特にネット上での契約は、法律で契約内容の確認が必ずありますので、「見てなかった、書いてなかった」などは理由になりません。一つの方法として、スクリーンショットを撮っておくなど対策をしておきましょう。また、みだりに捺印や署名、現在増えつつある電子署名など、ひとりで行う時にはしないで、家族と再度内容を確認した上で慎重に行いましょう。毅然とした態度できっぱりと断る勇気も必要です。

※スクリーンショット…画面を写真で保存

まだ間に合う可能性も 迷わず早めの相談を

大人(成年)になると、自分ひとりで判断できる「自由」が広がりますが、その一方で、その判断や行動には必ず「責任」がついてきます。大人になる意識の醸成が進む半面、契約に関する知識などを学ぶ機会は少ないのが現状。悩んだり困ったりしている若者が相談しやすいよう、周囲のサポートが必要不可欠です。

また、何か問題が起きたときには一人で抱え込まず、早めの相談が大切。クーリング・オフなどで契約を取り消すことができます。場合によっては、福智町には田川郡消費生活センターがありますので、お気軽にご相談ください。

←田川郡消費生活センターの相談窓口は、コスモス保健センター内に設置されています。

知っておきたい あれこれの豆知識Ⅱ

未成年者取消権

民法では、未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、原則として、契約を取り消すことができます。未成年者取消権は未成年者を保護するためのものがあり、未成年者の消費者被害を抑止する役割を果たしてきました。成年年齢を18歳に引き下げる4月1日からは、18歳・19歳のかたは、未成年者取消権を行使することができなくなりました。

少年法も一部改正

令和3年5月21日に少年法等の一部を改正する法律が成立し、令和4年4月1日から施行されます。ここでは、大きく3つのポイントを挙げます。

Point.1 少年法の適用

18歳・19歳は「特定少年」として引き続き少年法が適用され、全件が家庭裁判所に送られ、家庭裁判所が処分を決定します。

Point.2 原則逆送対象事件の拡大

原則逆送対象事件に、18歳以上の少年(特定少年)のときに犯した死刑、無期または短期1年以上の懲役・禁錮にあたる罪の事件が追加されます。

Point.3 実名報道の解禁

少年の時に犯した事件については、犯人の実名・写真等の報道が禁止されていますが、18歳以上の少年(特定少年)のときに犯した事件について起訴された場合には禁止が解除されます。



困ったときの相談窓口

●田川郡消費生活センター

場所▼コスモス保健センター内
(福智町赤池970-1)
日時▼月曜～金曜 9時～16時半
日曜 10時～16時(電話のみ)
(土曜はお休み)
電話▼0947-289300

●福岡県消費生活センター

場所▼吉塚合同庁舎1階
(博多区吉塚本町15-30)
日時▼月曜～金曜 9時～16時半
日曜 10時～16時(電話のみ)
(土曜はお休み)
電話▼092-6320999

●消費ホットライン 188

全国統一の電話番号「188番」は、最寄りの市町村や都道府県の消費生活センターなどを案内します。土日祝日に、町や県の相談窓口が開所していない場合は、国民生活センターで相談を受け付けるなど、年末年始(12月29日から1月3日)を除いて原則毎日ご利用いただけます。

●警察相談電話 #9110

土日、祝日および時間外は、当直または音声案内で対応します。

身近にひそむ危険な誘い 事例 若者を狙った消費者トラブル 4

【事例3】
1回限りの注文が定期購入だった
動画投稿サイトで、ダイエットアプリが500円の広告を見て、1回限りのつもりで注文した。後日、商品が届いたが、その3週間後にまた商品が届き、5000円の請求書が入っていた。販売業者に返品を申し出たが、「定期購入になっている、解約もできない」と言われた。(20歳代 女性)

【事例4】
友達に誘われ「楽に儲かる」はさすが...
友達から、簡単に儲かる情報が入っているという高額なUSBを勧められた。人に紹介すれば、もっと高収入を得られると言われ、契約した。代金の58万円は消費者金融で借金して支払ったが、話と違って全く儲からない。友達も紹介できないので、借金も返せない。(20歳代 男性)

【事例1】
「稼げる」というSNS広告を見て...
「定型文を送信するだけで月に100万円から200万円は稼げる」というSNSの広告を見て、副業サイトにアクセスし情報商材を購入した。するとサポートプランを勧誘され、合計15万円を銀行口座に振り込んでしまった。(20歳代 男性)

【事例2】
SNSで知り合った人から誘われて...
SNSで知り合った相手とやり取りをしていたところ、「別のサイトでやり取りしよう」と言われて出会い系サイトに誘引された。「専用チャット内に入る必要がある」と言われて費用を請求された。その後も「やり取りするにはお金が必要」と言われ、合計16万円支払った。(20歳代 女性)

○ 軽い気持ちで契約しない ○ ネットの情報に流されない
○ うまい話に飛びつかない ○ 借金してまで契約しない
○ 契約をせかす者は相手にしない **これだけは守って**

「10代」「20代」 相談件数 上位10位 (2019年度)

順位	相談内容	全体比
1	食料品	14.5%
2	運輸・通信サービス	13.2%
3	商品一般	11.9%
4	保健衛生品	10.7%
4	教養娯楽品	10.7%
6	土地・建物・設備	6.9%
7	被服品	6.3%
8	金融・保険サービス	5.7%
9	その他(墓地・納骨堂等)	5.0%
10	住居品	3.1%

(田川市を除く田川郡7町村の相談件数ランキング)

- 食料品▶美容・ダイエットサプリメントなど
- 運輸・通信サービス▶出会い系サイトやインターネット光回線の相談など
- 商品一般▶スマートフォンに宅配便の不在連絡が届いた、SNSで儲かる話など
- 保健衛生品▶除毛剤や美容クリームなどの化粧品やマスクなど
- 教養娯楽品▶新聞購買や中古のゲーム機など

